

児童生徒性暴力等に関する措置の実施計画等の調査及び教育実習・学校体験活動の実施状況等に関する調査についてのQA
(カテゴリ「性暴力」部分のみ抜粋)

通し番号	カテゴリ	御質問	回答	
3	性暴力	①～④まですべての項目を埋めなければならないのか。	教職課程認定基準19にある「教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止に関する理解を深めるための措置」を適切に講じていることが分かるよう記載いただければ、①～④のすべての項目で対応いただくことは必須ではありません。該当がないものはその旨を記載いただければと思いますが、①～④のいずれかは必ず記載していただく必要があります。	
7	性暴力	教職大学院や指定教員養成機関についても対象か。	教職大学院は対象です。指定教員養成機関については、後日別途依頼をさせていただきますので、必ず含めていただく必要はございませんが、まとめて記載いただく形でも差支えございません。	6/18 13:00追加
8	性暴力	本件は大学院も対象か	対象です。	7/23 19:00追加
9	性暴力	学部と大学院は別のWordファイルで作成する必要があるか	別にする必要はありません。1つのファイルに学部での実施計画と大学院での実施計画を併記してください。なお、法律上、教職課程を履修するすべての学生が対象になることから、大学院で教職課程を設置している場合は、必ず大学院生を対象とした実施計画も盛り込んでくださ	7/23 19:00追加

<令和9年度開設の教職課程を申請している大学向け>

	カテゴリ	御質問	回答
1	性暴力	令和9年度開設の教職課程認定申請をしている大学へ依頼されている実施計画は、申請をしている教職課程における実施計画のみを記載すれば良いのか。	御認識のとおりです。 7月22日(水)締切の依頼は、令和9年度開設の教職課程の審査において使用するものですので、申請している教職課程における実施計画のみを記載してください。 9月30日(水)締切の依頼は、貴学の教職課程全体の実施計画を記載してください。 なお、内容が同一になっても差支えございません。
2	性暴力	性暴力防止に対する対応に伴い、シラバスに変更が生じるが、どのように対応したらよいか。	シラバスの修正が伴うようであれば、審査に入る前に、シラバスの差し替えをお願いしたく存じます。シラバスの修正が発生する場合は、速やかに文部科学省まで御連絡をお願いいたします。